

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

舞鶴市長 鴨田 秋津

市町村名 (市町村コード)	舞鶴市 (26202)		
地域名 (地域内農業集落名)	八雲・神崎地区 (水間・水間下・中山)		
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 1月 23日 (第 1 回)		

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

地域全体で農地を守っていくことを原則としており、個人での耕作が困難となった農地については、水間ファミリーファーム（営農組合）と水間稲作グループを中心に集約を行っている。
また、農地の保全管理等については交付金を受けながら維持している。
新規就農者（移住者）の受入も多く、地域としての支援体制が整っている。
課題としては、高齢化による担い手不足や獣害被害が多く対策に苦慮している。檻の設置や柵の設置など対策は行っているが、特に民家周辺の畑は獣害のため耕作ができない状況にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

栽培作物については水稻を中心に耕作を行う。
地区全体で農地の保全に取り組むため、耕作が困難となる農地については、引き続き水間ファミリーファームや水間稲作グループへの集約化を進めていきたい。そのほかにも地区内で耕作に意欲のある者が数人いるため、規模拡大を期待する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25.76 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.76 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

地域計画の対象地は農振農用地を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	※
農地中間管理機構を活用して集積集約化を図る。	
(2) 農地中間管理機構の活用方針	※
個人耕作者や地権者の意向を斟酌し、段階的に水間ファミリーファーム、水間稲作グループへの集約化を積極的に進める。	
(3) 基盤整備事業への取組方針	※
ほ場整備済み。引き続き水路等の管理を行う。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	
移住者も含め新規就農者等への受入態勢を整えていく。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
特になし	

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①頻繁に有害鳥獣が出没するため、檻やメッシュ柵の設置・管理を行う。
⑦多面的・中山間直接支払交付金を利用して、地域内農地の保全に努める。